

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例 昭和48年10月12日 条例第38号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づき、<u>風致地区(面積が10ヘクタール以上のものに限る。以下同じ。)</u>内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、その長)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「<u>宅地の造成等</u>」という。)</p> <p>(3)~(6) 省略</p> <p>(7) <u>屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)</u>又は<u>再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)</u>の^{たい}堆積</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 次に掲げる<u>宅地の造成等</u> ア・イ 省略</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例 昭和48年10月12日 条例第38号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づき、風致地区_____内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、その長)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更_____</p> <p>(3)~(6) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 次に掲げる<u>土地の形質の変更</u> ア・イ 省略</p>

新	旧
<p>(8)～(11) 省略</p> <p>(12) <u>屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、当該堆積に係る面積が10平方メートル以下であり、かつ、その高さが1.5メートル以下であるもの</u></p> <p>(13) 省略</p> <p>3 国、県、中核市若しくは第9条第1項に規定する市（以下「国等」という。）の機関又は次に掲げる法人が行う第1項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等_____の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1) <u>独立行政法人都市再生機構</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人緑資源機構</u></p> <p>(3) <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u></p> <p>(4) <u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u></p> <p>(5) <u>日本郵政公社</u></p> <p>(6) <u>独立行政法人水資源機構</u></p> <p>(7) <u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u></p> <p>(8) <u>独立行政法人環境再生保全機構</u></p> <p>(9) <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u></p> <p>(10)～(13) 省略 （適用除外）</p> <p>第3条 次の各号に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条</u></p>	<p>(8)～(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>3 国、県若しくは中核市の機関又は次_____に掲げる法人が行う第1項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県若しくは中核市の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1) <u>都市基盤整備公団</u></p> <p>(2) <u>緑資源公団</u></p> <p>(3) <u>労働福祉事業団</u></p> <p>(4) <u>雇用・能力開発機構</u></p> <p>(5) <u>簡易保険福祉事業団</u></p> <p>(6) <u>水資源開発公団</u></p> <p>(7) <u>地域振興整備公団</u></p> <p>(8) <u>日本鉄道建設公団</u></p> <p>(9) <u>環境事業団</u></p> <p>(10) <u>中小企業総合事業団</u></p> <p>(11)～(14) 省略 （適用除外）</p> <p>第3条 次の各号に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>水資源開発公団法（昭和36年法律第218号）第18条第1項</u></p>

新	旧
<p>第1項(同項第4号を除く。)に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(6)~(12) 省略</p> <p>(13) <u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。)の建設を除く。)又は管理に係る行為</p> <p>(14)~(34) 省略 (許可の基準等)</p> <p>第5条 知事は、第2条第1項各号に掲げる行為で、次の各号に定める基準に<u>適合する</u>ものについては、同項又は前条第1項の許可をするものとする。</p> <p>(1) 建築物等の新築 ア・イ 省略 ウ その他の建築物等</p> <p>(ア) 建築物 a 省略 b <u>建築物の建ぺい率(建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。)</u>が10分の4以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>c~e 省略</p> <p>(イ) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 建築物等の増築 ア・イ 省略 ウ その他の建築物等</p> <p>(ア) 建築物 a 省略 b <u>増築後の建築物の建ぺい率</u>が10分の4以</p>	<p>_____ (同項第4号を除く。)に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(6)~(12) 省略</p> <p>(13) <u>日本鉄道建設公団</u>が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。)の建設を除く。)又は管理に係る行為</p> <p>(14)~(34) 省略 (許可の基準等)</p> <p>第5条 知事は、第2条第1項各号に掲げる行為で、次の各号に定める基準に<u>適合しない</u>ものについては、同項又は前条第1項の許可を<u>してはならない</u>。</p> <p>(1) 建築物等の新築 ア・イ 省略 ウ その他の建築物等</p> <p>(ア) 建築物 a 省略 b <u>建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計とする。以下この条において同じ。)</u>の敷地面積に対する割合が10分の4以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>c~e 省略</p> <p>(イ) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 建築物等の増築 ア・イ 省略 ウ その他の建築物等</p> <p>(ア) 建築物 a 省略 b <u>増築後の建築物の建築面積に対する割合</u>が10分の4以</p>

新	旧
<p>下であること。第1号ウ(7)bただし書の規定は、この場合について準用する。</p> <p>c～d 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 宅地の造成等</p> <p>次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p><u>ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が25パーセント以上（自己の居住の用に供する住宅の用に供する宅地の造成にあつては、15パーセント以上）であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</u></p> <p>ウ _____ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、ア及びイのほか、次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>(7) 高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(7)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</u></p> <p>(6) <u>水面の埋立て又は干拓</u></p>	<p>下であること。第1号ウ(7)bただし書の規定は、この場合について準用する。</p> <p>c～d 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更</p> <p>次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p><u>ア 土地の形質の変更後の土地について植栽その他必要な措置を行なうこと等により変更後の地^{ぼう}貌が変更を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならず、かつ、変更を行なう土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</u></p> <p><u>イ 土地の形質の変更を行なう土地の区域の面積が1ヘクタールをこえるもの _____ にあつては、ア _____ のほか、次に掲げる要件に該当すること。</u></p> <p>(7) 高さが5メートルをこえるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(6) <u>水面の埋立て又は干拓</u></p>

新	旧
<p><u>次に掲げる要件に該当するものであること。</u></p> <p>ア <u>適切な植栽を行うものであること等により行為後の地^{ぼう}貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</u></p> <p>イ <u>当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</u></p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>(9) 建築物等の色彩の変更 変更後の建築物等の色彩が当該建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>(10) <u>屋外における土石、廃棄物又は再生資源^{たい}の堆積^{たい}を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</u></p> <p>2 省略 (立入検査)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u> (市町村が処理する事務)</p> <p>第9条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、市(中核市を除く。)が処理することとする。</p> <p>(1) <u>第2条の規定に基づく行為の許可並びに国等の機関及び_____法人の行為の協議に関する事務</u></p> <p>(2)~(7) 省略</p> <p>2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、<u>町村が処理することとする。</u></p>	<p><u>水面の埋立て又は干拓後の地貌が埋立て又は干拓を行なうことにより生ずる土地及びその周辺の土地の区域と著しく不調和とならないこと。</u></p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>(9) 建築物等の色彩の変更 変更後の建築物等の色彩が当該建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和すること。</p> <p>2 省略 (立入検査)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(市町村が処理する事務)</p> <p>第9条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、市(中核市を除く。)が処理することとする。</p> <p>(1) <u>第2条の規定に基づく行為の許可並びに国、県及び中核市の機関並びに法人の行為の協議に関する事務</u></p> <p>(2)~(7) 省略</p> <p>2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、<u>町村が処理することとする。</u></p>

新	旧
<p>(1) 第2条の規定に基づく行為の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付並びに国等の機関及び_____法人の行為の協議の受付並びに当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2) ~ (4) 省略</p>	<p>(1) 第2条の規定に基づく行為の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付並びに国、県及び中核市の機関並びに法人の行為の協議の受付及び当該協議_____に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2) ~ (4) 省略</p>